

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

「第二章 保管振替機関」

第一節 通則（第三条—第三条の五）

目次中「第二章 保管振替機関等（第三条—第十三条）」を

第二節 業務（第四条—第六条の三）

第三節 監督（第七条—第九条の五）

第四節 合併、分割及び営業の譲渡（第

第五節 解散等（第十三条—第十三条の

に、「第四十六条」を「第五十条」に改める。

(四)

」

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「株券等」とは、株券その他の有価証券で、その保管及び受渡しの合理化を図るべきものとして主務大臣が指定したものとをいう。

2 この法律において「保管振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3 この法律において「参加者」とは、保管振替機関が第六条第一項の規定により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設した者をいう。

第二章を次のように改める。

第二章 保管振替機関

第一節 通則

(保管振替業を営む者の指定)

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条各号に掲げる業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができ
る。

- 一 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。
- 二 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。
- 三 取締役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 二 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法

令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又は監査役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者ホ 第九条の二第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ハ 前号に規定する法律、商法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 定款及び保管振替業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより保管振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

五 保管振替業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、保管振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

六 その人的構成に照らして、保管振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した保管振替機関の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。

（指定の申請）

第三条の二 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

二 資本の額及び純資産額

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役の氏名

五 保管振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容

2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務規程

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類

(資本の額等)

第三条の三 保管振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならぬ。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。

3 保管振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

(資本の額の変更)

第三条の四 保管振替機関は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、

主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 保管振替機関は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

3 保管振替機関が第九条の規定による主務大臣の命令を実施するために資本の減少が必要である場合における商法第三百七十六条第二項の規定の適用については、同項中「第百条」とあるのは、「第百条第一項及第二項」とする。

4 保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十九条（第二十条第三項及び第二十一条

第四項（第二十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及びこれらの規定

を準用する第三十九条の規定により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者（以下「預託債権者」という。）であつて参加者以外の者に対する前項の規定により読み替えて適用する

商法第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条第一項の催告は、することを要しない。

5 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第三項の資本の減少が必要である場合における預託債権者の異議について準用する。

（秘密保持義務）

第三条の五 保管振替機関の取締役、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 業務

（業務の範囲）

第四条 保管振替機関は、この法律の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 株券等の保管に関する業務
- 二 株券等の振替に関する業務

三 その他この法律により保管振替機関が行うこととされている業務

(兼業の制限)

第四条の二 保管振替機関は、保管振替業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、保管振替業に関連する業務で、当該保管振替機関が保管振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(保管振替業の一部の委託)

第四条の三 保管振替機関は、主務省令で定めるところにより、保管振替業の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 保管振替機関は、前項の規定による保管振替業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を他の者に委託しない旨の条件を付さなければならない。

(業務規程)

一〇

第五条 保管振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取り扱う株券等に関する事項
 - 二 参加者の口座に関する事項
 - 三 参加者の顧客の口座に関する事項
 - 四 株券等の預託及び保管に関する事項
 - 五 預託を受けた株券等に不足が生じた場合の補てんに関する事項
 - 六 株券等の振替に関する事項
 - 七 株券等の交付に関する事項
 - 八 預託を受けた株券等に係る権利の行使に関する事項
 - 九 第三十一条（第三十九条第二項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）の通知に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、保管振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項
- (口座の開設)

第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。

- 一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社
- 二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社
- 三 証券取引法第二条第二十五項に規定する証券金融会社
- 四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- 五 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 六 信託会社
- 七 農林中央金庫
- 八 商工組合中央金庫
- 九 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 十 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第一百四十一号）第十二条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合

組合及び同法第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

十一 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

十二 信用金庫及び信用金庫連合会

十三 労働金庫及び労働金庫連合会

十四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外國保険会社等

国保険会社等

十五 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十項に規定する

登録投資法人

十六 その他前各号に類する者として主務大臣の指定したもの

2 参加者は、この法律の定めるところにより、保管振替機関に株券等を預託することができる。

(発行者の同意)

第六条の二 保管振替機関は、あらかじめ発行者から当該保管振替機関において取り扱うことについて同意を得た株券等でなければ、取り扱うことができない。

(差別的取扱いの禁止)

第六条の三 保管振替機関は、特定の参加者又は発行者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第三節 監督

(帳簿書類等の作成及び保存)

第七条 保管振替機関は、主務省令で定めるところにより、業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、保存しなければならない。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第七条の二 保管振替機関は、決算期ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、主務省令で定める。

(定款又は業務規程の変更)

第七条の三 保管振替機関の定款又は業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(商号等の変更の届出)

第七条の四 保管振替機関は、第三条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨及び同条第二項第一号又は第二号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により保管振替機関の商号又は本店の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(事故の報告)

第七条の五 保管振替機関は、預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生じたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第八条　主務大臣は、保管振替業の適正かつ確實な遂行のため必要があると認めるときは、保管振替機関に對し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、保管振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第九条　主務大臣は、保管振替業の適正かつ確實な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、保管振替機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第九条の二　主務大臣は、保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定若し

くは第四条の一第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役若しくは監査役の解任を命ずることができる。

- 一 第二条第一項第二号又は第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。
- 二 第三条第一項の指定當時に同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。
- 三 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたことが判明したとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第三条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務移転命令)

第九条の三 主務大臣は、保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、保管振替業を他の株式会社に移転することを命ずることができる。

- 一 前条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消されたとき。
- 二 保管振替業を廃止したとき。